

最高裁判所規則第 号

司法修習生に関する規則の一部を改正する規則

司法修習生に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項を削り、附則第六項を附則第四項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年 月 日から施行する。

（経過措置）

2 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）附則第二項及び司法試験法及び裁判所法の一部を改正する

法律（平成十四年法律第三百三十八号）附則第十条の規定により同法第二条の規定による改正後の司法試験法の規定による司法試験に合格した者とみなされた者であつて、この規則の施行前に採用され、この規則

（平成二二・印）

の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習については、なお従前の例による。

## 理由

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十八号）附則第七条第一項の規定により行われる従前の司法試験が終了することに伴い、同法附則第十一条第二項に規定する司法修習生の修習に関する規定の整理を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。